

第 4 回公文書管理条例検討会意見への対応について

1	県文書館と学事文書課の連携	2
2	事務委任の範囲	3
3	県文書館の所管、文書館条例、公文書館としての位置付け等	4

1 県文書館と学事文書課の連携

《委員意見》

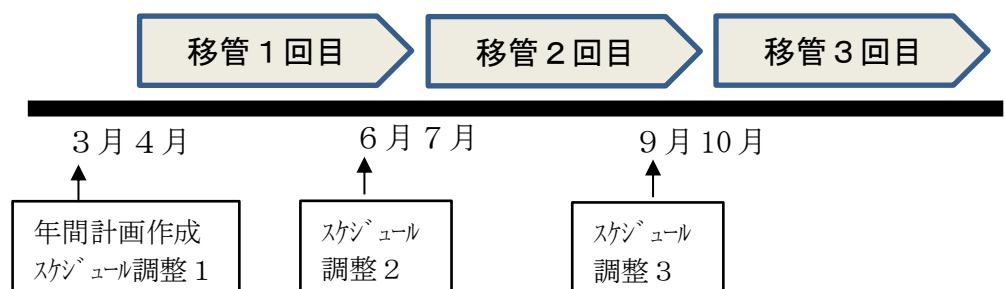
- 学事文書課と県文書館がどのような連携をとるのかを詳しく説明してもらいたい。

《対応案》

次の内容で検討している。

① 移管手続のスケジュール調整

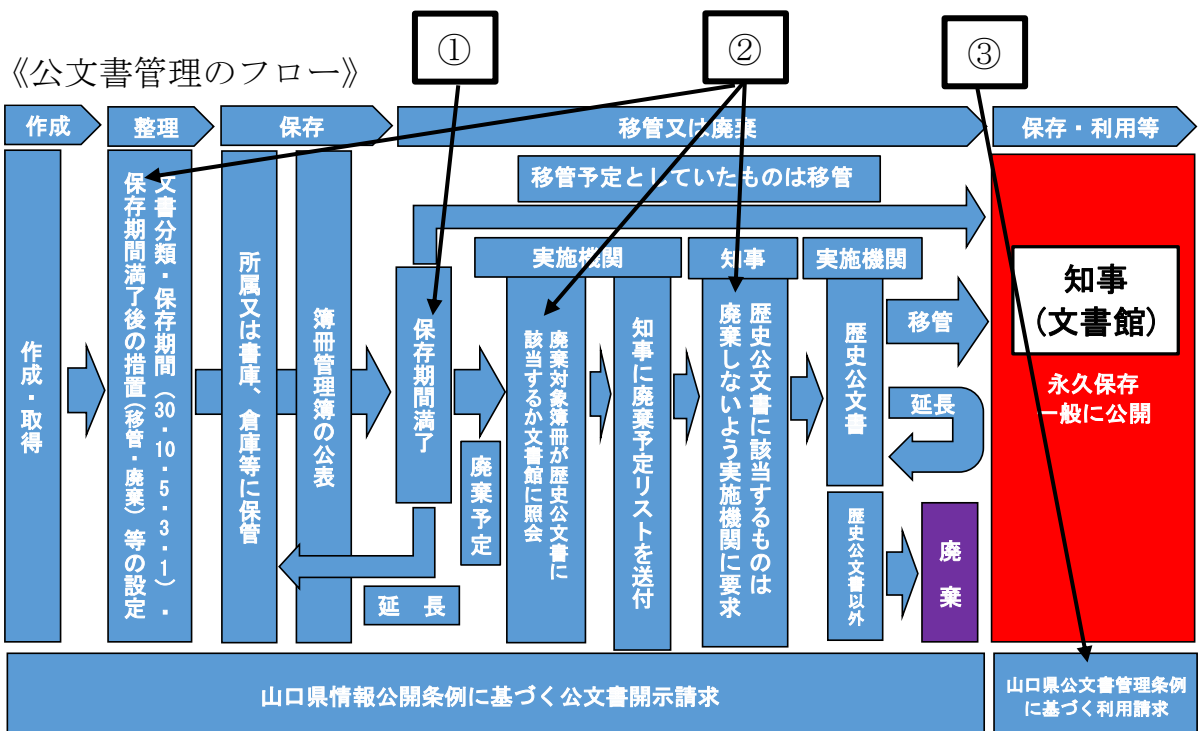
例：年3回実施（4月～6月、7月～9月、10月～12月）



② 歴史公文書の選定に関する疑義が生じた場合の協議

③ 特定歴史公文書の利用決定の判断が困難な案件についての協議

例：時の経過の判断が困難な場合、移管元実施機関から利用制限の意見が付されている場合等



2 事務委任の範囲

《委員意見》

- 特定歴史公文書に関する企画立案については、教育委員会ではなく、知事が行う事務とすることを資料上明確にされたい。

《対応案》

事務委任の範囲については次の内容で検討しており、「特定歴史公文書に関する企画立案」については、知事が行う事務とする予定である。

■ 教育委員会に委任する予定の事務

事 務	主な内容
特定歴史公文書の保存、廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書庫への受入れ、永久保存 ・ 分類、補修、内容審査、目録の作成・公表 ・ 特定歴史公文書の廃棄
特定歴史公文書の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用決定（即日閲覧対応を含む。） ・ 利用の実施（閲覧、写しの交付（写しの交付に係る費用の徴収含む。））
利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会の開催
保存及び利用状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存及び利用状況について公表

■ 知事が行う予定の事務

事 務	主な内容
特定歴史公文書に関する企画立案	・ 利用等規則、利用請求に対する処分に係る審査基準等の制定
移管手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関とのスケジュール調整、実施機関からの受入れ
審査請求事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書管理委員会への諮問、裁決

追加

3 県文書館の所管、文書館条例、公文書館としての位置付け等

《委員意見》

- 県文書館の公文書館としての条例上の位置付けや所管について再度整理の上、説明してもらいたい。
- 山口県文書館条例から「公文書」に関する部分を削除するというのであれば、県の公文書管理制度が後退している印象を受ける。
- 県文書館が公文書館法に基づく公文書館と位置付けられなくなることで、また特定歴史公文書の管理をすることが山口県文書館条例で確認できないことは問題ではないか。

《対応案》

(1) 文書館の所管について

前回検討会で説明したとおり、県文書館の所管は教育委員会とし、特定歴史公文書に関する事務について文書館に委任し、県文書館と学事文書課が緊密な連携をとりながら特定歴史公文書の管理を行っていくこととしたい。

なお、文書館を知事部局に所管替えするためには、前回検討会で説明したとおり、様々な検討が必要であることから直ちに所管替えをすることはできないが、所管については、今後の検討課題としたい。

【前回検討会説明内容】

- 県文書館は本県の教育行政において重要な役割を担ってきたところであり、「特定歴史公文書」の取扱が知事の権限とされた後も引き続き、「社会教育施設」としての役割を果たしていく必要がある。
- 県文書館は、教育委員会が所管する県立図書館内に設置され、また、職員も一部兼務しているため、県文書館のみ知事に移管する場合、管理運営上の課題が生じるため。
- 県立図書館と県文書館を一体的に知事に移管することも考えられるが、その場合、公文書管理の観点からのみの判断でできるものではなく、県立図書館及び県文書館の業務内容等を整理した上で、教育委員会及び知事部局関係課においてどこの所管にするのか検討することが必要であるため。

(2) 事務委任の規定方法について

特定歴史公文書に関する事務の文書館への委任については、当初の案のとおり、公文書管理条例ではなく事務委任規則で規定することとする。

【理由】

- 知事の権限に属する事務を委任することは県組織内での権限の移動に関する事項であり、条例に規定して議会の承認を得る必要がない。
- 事務委任規則で教育委員会に知事の権限を委任している事務と比較^{※1}して、規則ではなく条例で規定しなければならない特別な理由がない。
- 条例に規定するという例外を設けると県全体として統一性のある法制執務ができなくなる^{※2}。
- 文書館に特定歴史公文書に関する事務を委任することを委任規則で定めれば、条例と同様に例規集で確認することができる。

※1 事務委任規則で教育委員会に事務委任している事務との比較

(山口県事務委任規則第72条)

	委任する事務の内容	県民への影響
教育公務員特例法の施行に関する事務	公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭等に研修（初任者研修、10年経験者研修）を実施すること	あり
山口県教育委員会の所管に属する学校の授業料の徴収猶予等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料の全部又は一部の徴収を猶予すること ・既納の授業料の全部又は一部を還付すること ・授業料の全部又は一部を減免すること ・授業料の減免を受けた者が懲戒処分を受けた場合において、当該減免の決定を取り消すこと 	あり
山口県点字図書館の管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・整理に関すること ・資料の利用・貸出に関すること ・ボランティアの養成、指導に関すること等 	あり
特定歴史公文書に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・特定歴史公文書の保存・廃棄に関すること ・特定歴史公文書の利用に関すること ・利用の促進に関すること等 	あり

※2 事務委任について条例で規定している例

山口県税賦課徴収条例では、知事の権限に属する事務を条例で県税事務所長に委任することを規定しているが、これは地方税法で権限の委任をする際は条例で定めることとされているためであり、法律に根拠がない委任事務について、条例で規定されている例はない。

○山口県税賦課徴収条例

(知事の権限の委任等)

第4条 知事は、次に掲げる事項を除き、徴収金(他の都道府県から徴収の嘱託を受けた当該他の都道府県の徴収金を含む。)の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を県税事務所の長に委任する。

○地方税法

(地方団体の長の権限の委任)

第3条の2 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによって、地方自治法第155条第1項の規定によって設ける支庁若しくは地方事務所、同法第252条の20第1項の規定によって設ける市の区の事務所、同法第252条の20の2第1項の規定によって設ける市の総合区の仕事所又は同法第156条第1項の規定によって条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

《公文書を管理する施設を教育委員会が所管している他県の状況》

県名	新潟県	長野県	三重県	山口県
施設名	文書館	歴史館	総合博物館	文書館
特定歴史公文書の所管(担当所属)	知事 (法務文書課 歴史公文書室 (文書館内))	知事 (情報公開・法 務課)	知事 (文化振興課歴 史公文書班 (総合博物館内))	知事 (学事文書課)
実際の管理	文書館で管理	歴史館で管理	総合博物館で管理	文書館で管理
管理させる方式	歴史公文書室 職員と文書館 職員が相互に <u>兼務</u> して管理	歴史館職員が <u>補助執行</u> ^注	<u>歴史公文書班職員が管理</u> (歴史公文書班職員は総合博物館職員を兼務)	文書館に <u>事務委任</u>
事務委任等の規定	—	<u>事務処理規則で規定</u>	—	<u>事務委任規則で規定(予定)</u>

注 補助執行：他の執行機関の職員に長の権限を補助し、執行させること。対外的には長の名で執行され、補助執行者の名は表示されない。

※ 新潟県、長野県及び三重県は、設置条例上、当該施設が特定歴史公文書に関する事務を行うことが明記されていない。

(3) 文書館条例改正について

県文書館が知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うことを文書館条例に規定することとする。

《文書館条例改正案のイメージ》

現 行	改正案のイメージ
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。</p> <p>一 <u>文書</u>の利用に関すること。</p> <p>二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。</p> <p>三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。</p> <p>四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。</p> <p>五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。</p> <p>六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。</p> <p>七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。</p> <p>一 <u>山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)</u>の利用に関すること。</p> <p>二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。</p> <p>三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。</p> <p>四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。</p> <p>五 <u>文書及び特定歴史公文書(山口県公文書等の管理に関する条例(令和〇年山口県条例第〇号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第〇項により特定歴史公文書とみなされる文書及び簿冊を含む。以下同じ。)</u>に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。^注</p> <p>六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。</p> <p>七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。</p> <p><u>八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。</u></p> <p>第4条～第9条 (略)</p>

注 特定歴史公文書に関する専門的な調査及び研究は委任事項ではなく、文書館は当該業務について引き続き行う意向であるため、第5号において規定することとした。

(4) 県文書館の公文書館としての位置付けに関する県の認識について

① 現時点の認識

山口県文書館条例（以下「文書館条例」という。）では公文書館法との関係について規定していないが、県の公文書を扱う施設であることを規定しており公文書館機能を果たしていることから、公文書館法上の「公文書館」と解している。

② 公文書管理条例施行後の認識

特定歴史公文書に関する事務は知事が所管することとなるが、知事から委任された当該事務を行うことについて文書館条例に規定する予定であり、引き続き公文書館機能を果たすことから、公文書館法上の「公文書館」とあるとの認識に変更はない。

※ 内閣府公文書管理課確認事項

公文書館法以外の法律の規定を根拠に条例に基づき設置された行政機関であっても、現に公文書館法第4条第1項に規定する業務を行っていけば、同法の公文書館に該当する。

○公文書館法

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。